

(特別養護老人ホーム時津荘) 食費 ・ 居住費 ・ 加算サービス料金説明

令和6年8月1日現在

食事の提供に要する費用(食費)(1日あたり)

対象者		利用者負担区分	自己負担額
生活保護受給者 ※介護扶助費より支給されます。本人負担なし。		第1段階	300円
かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下			
本人及び世帯全員が 市町村民税非課税者	老齢福祉年金受給者	第2段階	390円
	課税年金収入額+非課税年金収入額+合計所得金額が80万以下の方		
	課税年金収入額+非課税年金収入額+合計所得金額が80万超120万円以下の方	第3段階①	650円
	課税年金収入額+非課税年金収入額+合計所得金額が120万超の方	第3段階②	1,360円
上記以外の方		第4段階	1,445円

◇居住費(お部屋代・光熱水費などです)(1日あたり)

対象者		利用者負担区分	ユニット個室 自己負担額	多床室 自己負担額
生活保護受給者 ※原則として多床室のみの入所となります。		第1段階	880円	0円
かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下				
本人及び世帯全員が 市町村民税非課税者	老齢福祉年金受給者	第2段階	880円	430円
	課税年金収入額+非課税年金収入額+合計所得金額が80万以下の方			
	課税年金収入額+非課税年金収入額+合計所得金額が80万超120万円以下の方	第3段階①	1,370円	430円
	課税年金収入額+非課税年金収入額+合計所得金額が120万超の方	第3段階②	1,370円	430円
上記以外の方		第4段階	2,066円	915円

◇加算サービス(下記の金額に対し、負担割合書に記載された利用者負担割合額が支払金額)

①日常生活継続支援加算	入所者の介護度、認知度及び職員の有資格者雇用に対する施設評価加算 (多床室)……	1日につき	360円加算
②サービス提供体制強化加算	職員の有資格者雇用に対する施設評価加算 (ユニット個室)……	1日につき	180円加算
③看護体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	(Ⅰ)常勤の看護師配置加算 (多床室)……	1日につき	40円加算
	(Ⅱ)手厚い看護職員の配置等に対する評価加算(多床室) (ユニット個室)……	1日につき	60円加算
	(Ⅰ)手厚い看護職員の配置等に対する評価加算(多床室)	1日につき	80円加算
	(Ⅱ)手厚い看護職員の配置等に対する評価加算(多床室) (ユニット個室)……	1日につき	130円加算
④個別機能訓練加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	(Ⅰ)個別機能訓練計画書に基づき訓練実施	1日につき	120円加算
	(Ⅱ)科学的介護情報システム(LIFE)で提出した情報を適切な機能訓練の実施に活用した場合	1月につき	200円加算
⑤若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症入所者に対するサービス提供加算	1日につき	1200円加算
⑥初期加算	入所後30日に限り	1日につき	300円加算
⑦安全対策体制加算	組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合	入所時に1回に限り	200円加算
⑧外泊時費用	病院または診療所への入院を要した場合、及び住宅における外泊の場合 ※ただし、入院または外泊の初日および最終日は算定いたしません。1月に6日が限度	1日につき	2,460円加算
⑨栄養マネジメント強化加算	低栄養の予防と栄養状態の維持、改善を図るため、管理栄養士を中心に医師の指導等に基づいた栄養マネジメント提供体制加算	1日につき	110円加算
⑩療養食加算	医師の食事箋に基づく療養食提供	1回あたり (1日につき3回を限度)	60円加算
⑪看取り介護加算	「施設・居宅で看取られた場合」		
	・死亡日以前45日前～31日前	1日あたり	720円加算
	・死亡日以前30日前～4日前	1日あたり	1,440円加算
	・死亡日の以前2日又は3日	1日あたり	6,800円加算
	・死亡日	1日あたり	12,800円加算
※ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。			

<p>⑫退所時等相談援助加算</p>	<p>退所後の居宅サービス、地域密着型サービス、その他の保健医療のサービス又は福祉サービスの相談援助加算(退所後1回を限度として算定)</p> <p>(1) 退所前訪問相談援助加算  (2) 退所後訪問相談援助加算  (3) 退所時相談援助加算  (4) 退所前連携加算</p>	<p>1回限り 4,600円加算  1回限り 4,600円加算  1回限り 4,000円加算  1回限り 5,000円加算</p>
<p>⑬在宅復帰支援機能加算</p>	<p>在宅復帰に係る家族との連絡調整、居宅支援事業者への居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービス利用に関する調整加算</p>	<p>1日あたり 100円加算</p>
<p>⑭介護職員処遇改善加算Ⅰ</p>	<p>対象は介護職員等の賃金限定。他の業種との賃金格差の改善を図るためのみに支給を限定された加算。</p>	<p>介護報酬 14.0%加算</p>
<p>⑮科学的介護推進体制加算(1)  〃 (2)</p>	<p>科学的介護情報システム(LIFE・ライフ)へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算</p> <p>(1):ADL値、栄養状況、口腔機能、認知症状況等の情報提供  (2):(1)に加え疾病状況等の情報提供</p>	<p>1ヵ月あたり 400円加算  1ヵ月あたり 500円加算</p>

※⑫・⑬は契約者が退所後、在宅に戻られる場合の援助費用。

### ◇その他の費用

・ご契約者様の希望により、以下のサービスを実施した場合は実費をお支払い頂きます。

理美容 …… 実費

※ おむつ代は、介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

### ◇利用料について

・利用料は、介護度、居室の種類(多床室・ユニット個室)、加算サービス有無で変わります。また、利用料は原爆手帳所持、所得等に応じて変わりますので、詳しくは担当職員へお尋ねください。